

反社会的勢力の排除及び不当要求行為等に対する措置に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(用語の定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 甲 発注者である町田市をいう。
- (2) 乙 工事の請負者等、町田市との契約の相手方をいう。乙が共同企業体であるときは、その構成員すべてを含む。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するもの。
- (4) 暴力団員等 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
- (5) 反社会的勢力 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動又は政治活動を標榜して不法行為を行う者又は団体、特殊知能暴力集団その他反社会的活動を行うものと認められる企業、組織及び個人等。
- (6) 不当要求行為等 次に掲げるものをいう。
 - ア. 暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為
 - イ. 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為
 - ウ. 正当な理由なく面会を強要する行為
 - エ. 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
 - オ. 前各号に掲げるもののほか、工事現場の秩序の維持、安全確保又は工事の実施に支障を生じさせる行為
- (7) 下請業者 本件工事に下請業者として従事する全ての建設業者で、下請順位、業種及び規模を問わない。
- (8) 工事関係業者 下請業者を除き、本件工事に関連する営業等のため工事現場に入りする事業者のうち、乙が契約権限又は現場管理に関する監督責任を有するもので、業種及び規模を問わない。
- (9) 役員等 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）又は支店もしくは営業所を代表する者。

(乙が暴力団員等であった場合の甲の解除権)

第3条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等が暴力団員等であると認められるとき。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等が、自ら又は第三者の不正の利益を図り、あるいは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を使用したと認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金を供給し、あるいは便宜を供与す

るなど、暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。

(7) 役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約にあたり、その契約の相手方が第1号から前号までに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

2 乙が前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用する。

4 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、すでに解散しているときは、甲は乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

(反社会的勢力を排除するための連携)

第4条 甲及び乙は、町田警察署と連携し、本件工事に関与又は介入しようとする反社会的勢力を排除するために必要な協議、情報交換又は捜査協力等を行うものとする。

(不当要求行為等を受けた場合の措置)

第5条 乙は、工事の施工にあたり、以下の事項を順守しなければならない。

(1) 本件工事にに関して、不当要求行為等を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、町田警察署に届け出ること。

(2) 下請業者又は工事関係業者（以下「下請業者等」という。）が不当要求行為等を受けた場合は、毅然として拒否し、乙に速やかに報告するよう当該下請業者等を指導すること。また、下請業者等から報告を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、町田警察署に届け出ること。

2 乙が前項の報告又は届出を怠ったときは、甲は状況に応じて契約解除、入札参加禁止又は違約金の請求など必要な措置を講じることができる。下請業者等が報告を怠った場合も同様とする。

3 第3条2項から4項までの規定は、前項の場合に準用する。